

議第36号

呉市食品衛生法に基づく営業の基準に関する条例を廃止する条例の制定について

呉市食品衛生法に基づく営業の基準に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

呉市食品衛生法に基づく営業の基準に関する条例を廃止する条例

呉市食品衛生法に基づく営業の基準に関する条例（平成28年呉市条例第31号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の呉市食品衛生法に基づく営業の基準に関する条例別表の規定のうち、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第50条の2第1項に規定する公衆衛生上必要な措置に係るものについては、この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

（提案理由）

食品衛生法の一部改正に伴い、食品衛生法に基づく営業の基準に関する条例を廃止するため、この条例案を提出する。